

障がいのある人もない人も支えあいともに生きる加茂づくり条例

令和6年12月17日条例第48号

目次

前文

第1章 総則(第1条―第6条)

第2章 差別の解消(第7条―第16条)

第1節 差別の禁止(第7条―第8条)

第2節 差別の事後対応(第9条―第16条)

第3章 共生社会の実現に向けた基本施策(第17条―第18条)

第4章 雑則(第19条)

附則

誰もが安心して暮らせるまちとはどのようなまちでしょうか。年齢や性別、障がいの有無、その他の属性に関わらず誰もが相互に人格と個性を尊重し、ともに支えあうまちを加茂市は理想としています。

私たちが暮らす加茂市は、豊かな自然と歴史に恵まれ、伝統産業や農業、商店街など多様な産業により栄えてきました。この地域で、誰もがいきいきと望むとおりの暮らしや仕事、さまざまな活動ができることは、市民が輝き、未来に続いてゆくまちであるための欠かせない条件です。

加茂市では、総合計画で「ともに支えあい、誰もが安心して健やかに暮らせるまち」をまちづくりの指針に掲げています。誰もが持つ「権利」を実現し、障がいのある人が当たり前保育園等や学校、職場、さまざまな活動の場といった地域社会に溶け込み、ともに支えあうまちであるために、障がいや障がいのある人への共感と理解を深める取組を進めます。

障がいのある人も住みよく、一人ひとりが持てる能力を発揮できるまちは、全ての人に住みよいまちです。この条例は、障がい福祉の視点から共生社会の実現を考え、全ての人の安心と未来につながるまちづくりの理念を皆で共有するとともに、市民、事業者、行政機関のそれぞれの役割を明らかにし、果たしていくことを定めています。

この条例に定める具体的な差別解消の取組が加茂市全体に浸透し、障がいのある人もない人も誰もがともに安心して暮らしていける地域の実現に寄与することを目指します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障害者の権利に関する条約(平成26年条約第1号)、障害者基本法(昭和45年法律第84号)及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、加茂市(以下「市」という。)における障がいを理由とする差別の解消について基本理念を定め、市の責務と役割及び、市民、事業者の役割を明らかにするとともに、差別の

解消に関する施策を総合的に推進することにより、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する地域の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病に起因する障がい、その他の心身の機能の障がいをいう。(以下「障がい」と総称する。)
- (2) 障がいのある人 障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいい、児童も含む。
- (3) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、その他一切のものをいう。
- (4) 不当な差別的取扱い 障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がい又は障がいに関連する事由を理由として、商品の販売や福祉サービスを含む各種サービス、医療、教育、就労など各種機会の提供を拒否する、又は提供に当たって場所、時間帯などを制限する、障がいのある人から意思表示を受けることを拒否する等、障がいのない人と異なる不利益な取扱いをすること。
- (5) 合理的配慮 障がいのある人が障がいのない人と等しく、その権利を行使するため、障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて行う、必要かつ適切な現状の変更又は調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。
- (6) 差別 不当な差別的取扱いをすることにより、障がいのある人の権利を侵害すること。合理的配慮を行わないこと。
- (7) 複合差別 障がいを理由とする差別以外に、性別、年齢、出生、財産などほかの要因に基づく差別が重なっていること。
- (8) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者で、障がいのある人もない人も含む。
- (9) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 障がいを理由とする差別の解消は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

(1) 基本的人権の尊重

ア 全ての障がいのある人が、障がいのない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有すること。

イ 不当な差別的取扱いにより障がいのある人の権利利益を侵害してはならないこと。

ウ 社会的障壁の除去のために合理的配慮を行う取組を進めること。

(2) 社会参加の機会の確保

- ア 障がいのある人も社会の一員として、地域で生活する権利を有すること。
- イ 全ての障がいのある人は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- ウ 市内の道路、交通機関、公共施設、事業所等のバリアフリー化を積極的に推進し、障がいのある人のあらゆる社会参加の機会が確保されること。
- エ 全ての人が、誰もが平等に参加できる社会や環境に向けて、一人ひとりができることを考え、必要な行動を続けること。

(3) 障がい理解の促進

- ア 障がいは、内部障がい、精神障がいなど、外見ではわからない障がいもあることを理解すること。
- イ 性別や年齢、状況に応じた適切な配慮がなされること。
- ウ 誰もが安心して暮らしやすい地域を実現するために、互いに寄り添う気持ちを持つこと。

(4) 複合差別の禁止 性別、年齢、障がいがあること、その他の複合的な要因により、より困難な状況に置かれる場合は、その状況に応じた適切な配慮がなされること。

(5) 災害時の適切な対応 災害時の避難所等において、障がいの特性に応じた適切な配慮がなされること。

(6) 市民一体となつての取組 市、市民、事業者は、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、互いに学び理解を促進する取組を積極的に行うこと。

(市の責務と役割)

第4条 市は、障がいや障がいのある人への理解を促進する施策を実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の推進に必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、障がいや障がいのある人への理解を深めるとともに、差別解消の施策を市と連携して行うよう努めるものとする。

2 事業者は、市に対して、積極的に障がいを理由とする差別の解消のための施策に向けての情報提供、進言などを行うよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、障がいや障がいのある人への理解を深めるとともに、市が実施する差別解消の施策や、事業者や市民自らが行う差別解消のための取組に積極的に参加、協力するものとする。

2 障がいのある人や、その家族、代理人は、配慮や手助けが必要なときは、望む配慮、手助けの内容を周囲に伝え、互いの理解を深め、ともに差別解消の取組を進めるものとする。

第2章 差別の解消

第1節 差別の禁止

(不当な差別的取扱いの禁止)

第7条 市、市民及び事業者は、次に掲げる取扱いその他の差別的取扱いにより、障がいのある人の権利利益を侵害してはならない。

(1) 福祉サービスの分野

ア 適切な相談と支援を行うことなく、障がいのある人の意思に反して、障がい者支援施設などへの入所及び通所を強制すること。

イ 正当な理由なく、障がいのある人の意思に沿った福祉サービスの提供を行わないこと。

(2) 医療の分野 法令で特別の定めがある場合を除き正当な理由なく、障がいのある人の意思に反した医療の提供を行うこと、又は意思に沿った医療の提供を行わないこと。

(3) 商品販売・サービス提供の分野 正当な理由なく、サービスの提供にあたり、場所や時間を制限したり提供を拒否すること、又は他の人にはつけない条件をつけること。

(4) 労働・雇用の分野

ア 正当な理由なく、賃金、労働時間、配置、昇進、降格、教育訓練、福利厚生その他の労働条件について不利な取扱いをすること。

イ 正当な理由なく、解雇又は退職を強制すること。

(5) 保育・教育の分野

ア 正当な理由なく、障がいのある児童の保育及び教育を受ける機会を制限すること。

イ 障がいのある児童・生徒又は保護者の意見を聴かず、又は十分な情報提供を行うことなく、就学する学校を決定すること。

(6) 建築物・公共交通機関の分野 建物や建築物など構造上やむを得ないと認められる場合など合理的な理由がある場合を除き、建築物や公共交通機関の利用を拒否・制限し、又は条件をつけること。

(7) 不動産取引の分野 建物の構造上やむを得ないと認められる場合など合理的な理由がある場合を除き、不動産の売買、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否・制限し、又は条件をつけること。

(8) 情報提供・意思表示の分野

ア 障がいのある人への情報提供について、障がいのある人の意思を確認することや、障がいの状態に応じた手段及び方法を拒否する又は怠ること、若しくは制限し、又は条件をつけること。

イ 障がいのある人へ適切な説明をしないこと。

ウ 市は、情報の提供及び受領に当たって、手話等のコミュニケーション手段の普及及び拡大をしなければならない。

(9) 前各号に掲げた分野の他、正当な理由なく、障がいのある人を区別し、排除し、制限し、その他差別すること。

(合理的配慮の提供)

第8条 次に掲げる場合において、市、市民及び事業者は、障がいのある人の権利利益を侵害することにならないよう、その人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

- (1) 障がいのある人が社会的障壁の除去を求めている場合。
- (2) 障がいのある人が意思の表明を行うことが困難であって、家族、介助者等が、その障がいのある人のために社会的障壁の除去を求めている場合。
- (3) 障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としている場合であって、そのことを認識しうるとき。

第2節 差別の事後対応

(相談及び解決)

第9条 障がいのある人に限らず、誰もが市又は市が委託する相談機関(以下「相談機関」という。)に対し、次に掲げる事項について相談することができる。

- (1) 差別に関すること。
- (2) 不当な差別的取扱いに関すること。
- (3) 合理的配慮に関すること。
- (4) 障がいのある人に対する障がいを理由とする言動であって、当該障がいのある人に不快の念をを起こさせるものに関すること。

2 市又は相談機関は、相談を受けた場合は、相談に係る相手方の主張の聴取を含む事実の確認を速やかに行うとともに、必要に応じて関係する行政機関への助言、情報提供、関係機関への連絡調整等の対応を行い、解決を図るよう努めなければならない。

(助言又はあっせんの申立て)

第10条 前条第1項第1号に規定する相談に係る関係者は、同条第2項の規定による対応がとられた後も、なお解決されない場合は、市長に対し、その解決のために必要な助言又はあっせんの申立てをすることができる。ただし、障がいのある人以外が申立てをしようとする場合において、障がいのある人の意思に反することが明らかであると認められるときは、申立てをすることはできない。

(事実の調査)

第11条 市長は、前条の申立てがあつた場合は、その申立てに係る事実について調査を行い、又は相談機関に必要な調査を行わせることができる。

2 前項の調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、同項の調査に協力しなければならない。

(助言又はあっせん)

第12条 市長は、前条第1項の調査の結果、必要があると認める場合は、第16条第1項に規定する調整委員会(この条において「調整委員会」という。)に対し、助言又はあっせんを行うことについて諮問するものとする。

2 調整委員会は、前項の諮問の審議のために必要があると認める場合は、その審議に係る障がいのある人、事業者その他の審議に必要な者に対し、その出席を求め

て説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

- 3 市長は、調整委員会が助言又はあっせんの必要があると認める場合、若しくは申立て事案の性質上、助言又はあっせんを行うことが適当であると認める場合は、申立て事案に係る関係者に対し、助言又はあっせんを行うこととする。

(勧告)

- 第 13 条 市長は、前条第3の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が正当な理由なくその助言又はあっせんに従わず、勧告することが相当と判断するときは、これらに従うよう勧告することができる。

(事実の公表)

- 第 14 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わない場合において、公表することが相当と判断するときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

(意見陳述の機会の付与)

- 第 15 条 市長は、前条の規定による公表をしようとする場合は、規則で定めるところにより、その公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じない場合は、意見の聴取を行わずに前条の規定による公表をすることができる。

(調整委員会の設置等)

- 第 16 条 市は、差別に係る紛争の解決を図ることを目的として、加茂市自立支援協議会内に、加茂市障がい者を理由とする差別解消のための調整委員会(以下「調整委員会」という。)を設置する。

- 2 調整委員会が所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市長の諮問に応じ、差別に係る事項を調査審議すること。

(2) 調査結果に基づき、市長に対して助言又はあっせんの必要性について建議すること。

- 3 前2項に定めるもののほか、調整委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定めるものとする。

第3章 共生社会の実現に向けた基本施策

(障がいのある人の自立及び社会参加のための支援)

- 第 17 条 市は、次に掲げる分野において障がいのある人の自立と社会参加を支援するものとする。

(1) 情報・コミュニケーション支援

ア 市は、障がいのある人が情報を円滑に取得することができるようにするため、多様な意思疎通手段による情報提供を行うものとする。

イ 市は、多様な意思疎通手段の普及を図るとともに、その利用が促進されるよう努めるものとする。

ウ 市は、その業務又は事業を行うにあたっては、障がいのある人、その支援者に対して、意思表示がなかったとしても、その人の障がいの特性を理解し、特性

に応じた適切な説明及び情報の提供を行うものとする。

- (2) 広報及び啓発、研修 市は、事業者及び市民の、障がいや障がいのある人に対する関心と理解を深めるため、障がいのある人や関係団体の参画のもと、啓発、研修その他必要な施策を推進するものとする。
- (3) 交流の機会の拡大 市は、障がいのある人となない人との相互理解を促進するための交流の機会を創出する又は拡大が図られるよう、必要な取組を支援するものとする。
- (4) 保育・教育 市は、可能な限り障がいのある子どもがそうでない子どもとともに、特性を認め合い、保育、教育を受けられるようにするとともに、発達支援等の必要な支援を受けられるよう配慮するものとする。
- (5) 就労支援 市は、障がいのある人が就労により自立した生活を営むことができるよう、事業者、相談支援事業所、公共職業安定所等と協力して必要とされる支援を行うものとする。
- (6) 居住の確保 市は、可能な限り障がいのある人が住み慣れた地域で希望通りの生活ができるよう、居住場所を確保し、及び居住を継続するために必要な取組を行うものとする。
- (7) 心理的支援 市は、障がいのある人、障がいのある人の家族及びこれらの者に関わる周囲の者の抱える問題や悩みなどに対し、専門的な知識や技術を有する職員、或いは関係機関と連携して助言を行い、心の負担軽減を図るものとする。
- (8) 生涯学習、文化芸術、スポーツ、レクリエーション活動等への参加 市は、障がいのある人が地域で充実した生活を送れるよう、生涯学習、文化芸術、スポーツ、レクリエーション活動等への参加を促進するために必要な取組を行うものとする。

(協議会の設置等)

第 18 条 市は、法第 17 条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、加茂市自立支援協議会が兼ねるものとする。

3 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 差別を解消するために必要な取組の検討及び提言に関する事項
- (2) 差別を解消するために必要な施策の実施状況の確認及び見直しの提言に関する事項
- (3) 差別を解消する取組を効果的かつ円滑に行うために必要な事項

第4章 雑則

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行日)

この条例は、公布の日から施行する。